



平成 30 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ソ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 オ ー ウ ェ ン ・ マ ホ ニ ー
(コード番号：3659 東証一部)
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 阿 部 康 二
電 話 番 号 03-6629-5318

定款の一部変更に関するお知らせ（定時株主総会付議議案）

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更に関して、平成30年3月27日に開催を予定している第16回定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 目的及び変更の理由

- (1) 経営効率の向上を図るため、港区所在のオフィスに事業所を一元化いたしました。これに伴い、定款の本店所在地を東京都港区に変更することを目的とするものです。
- (2) 監査等委員が取締役会の構成員となることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、取締役会が業務執行の決定権限を業務執行取締役に大幅に委任することにより、経営の意思決定の迅速化を図り、業務執行の機動性を向上させることを目的に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員となる取締役に関する規定の新設、並びに、監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うことを目的とするものであります。
- (3) 適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第28条（取締役との責任限定契約）の規定の変更を目的とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第2条 (条文省略) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。	第1章 総 則 第1条～第2条 (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。

現行定款	変更案
<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に<u>対して</u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第25条～第26条 (条文省略)</p>	<p>第25条～第26条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(社外取締役との責任限定契約) 第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、240万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約) 第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、240万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第29条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>第30条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>	<p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>第31条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
	<u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
<u>(員数)</u>	(削除)
<u>第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	
<u>(選任方法)</u>	(削除)
<u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u>	
<u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>(任期)</u>	(削除)
<u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
<u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>(常勤の監査役)</u>	(削除)
<u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	
<u>(監査役会)</u>	(削除)
<u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
<u>(監査役会規程)</u>	(削除)
<u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	
<u>(報酬等)</u>	(削除)
<u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	
<u>(社外監査役との責任限定契約)</u>	(削除)
<u>第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、240万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	

現行定款	変更案
<p>第<u>37</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第<u>33</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u> <u>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、平成30年3月開催の第16 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外 監査役であった者を含む。）の行為に關する 会社法第423条第1項の損害賠償責任 を限定する契約については、なお、同定時 株主総会の決議による変更前の定款第36 条の定めるところによる。</p>

3. 変更の日程

- (1) 株主総会開催日 平成30年3月27日 (予定)
- (2) 効力発生日 平成30年3月27日 (予定)

以 上